

申 入 書

2008年9月10日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

理事・事務局長 長野浩三 (弁護士)

当NPO法人は、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図ることを目的として、消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当法人では、携帯電話の料金プランの内容、広告等について、消費者の権利擁護の観点から検討しています。貴社の料金プラン、広告についても検討しておりますが、貴社の広告につき下記のとおり申し入れます。なお、この申し入れは、消費者契約法12条あるいは41条1項に基づく請求ないし申し入れでなく、消費者団体の活動としての申し入れであることを、念のため申し添えます。

つきましては、本申入書に対して、本書到達後2週間以内に文書で貴社のご見解・対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

第1 申入の趣旨

貴社がウェブサイト及びパンフレットにおいて行っている、「ベーシックコース」についての、「ケータイ購入代金をドコモがサポート」「携帯電話機購入代金が15,750円割引」との表示は景品表示法4条1項2号に違反すると思われるので、同表示について中止を求める。

第2 申入の理由

貴社は、そのウェブサイト及びパンフレット等において、「ベーシックコース」について、「ケータイ購入代金をドコモがサポート」「携帯電話機購入代金が15,750円割引」と表示している。しかし、このコースの料金体系は、別のコース（バリューコース）の料金体系に比べて2年間の基本料が月額840円ずつ高いこと、途中解約した場合は残月数×630円の違約金がかかることから、2年間のトータルにみると、実質的に「サポート」「割引」とはなっていない。結局、2年間の契約期間の基本使用料なし2年以内に解約した際の違約金で回収する分を先に渡すだけなので上記「サポート」「割引」という表現は景品表示法4条1項2号の有利誤認表示である。

なお、本件については、既に公正取引委員会に景表法違反を理由として申告済みです。